

経税部
だより

2016年度「税制改正大綱」は格差拡大の税制改正!! ②

税理士 佐飛 淳一

前号「確定申告特集」(2月15日)につき、消費税増税の問題点を中心に16年度「税制改正大綱」の内容をみていく。

庶民いじめの消費税増税(つづき)

2. 消費税率20%への基盤づくりとインボイス制の導入

政府・財界はヨーロッパ並みの消費税率を目標としている。消費税率を15%へ、さらに20%へと引き上げるには、国民の大きな反発が予想される。単一税率での増税は不可能である。政府・財界にとっては、世論対策、業界対策、さらに選挙対策として、複数税率制の導入が不可欠である。この商品、このサービスを低税率とするか、国民世論の分断と対立を避け、消費税増税を目指すものと考えられ

資料6 「適格請求書」

請求書

〇〇御中

11月分 20,000円(本体)
消費税 1,800円

11/1 食料品 5,000円
消費税 400円(8%)

11/8 雑貨 5,000円
消費税 500円(10%)

合計 20,000円+消費税1,800円

(10%対象 10,000円 消費税 1,000円)
(8%対象 10,000円 消費税 800円)

△△(株) 登録番号 ×××-×××

出典:「週刊 税務通信」No3387

資料7 「軽減税率」導入による事業者の経理方式の変更

	2017年 4月~	18年 4月~	21年 4月~	~27年 3月31日
本則課税 課税売上 5000万円超	現行制度を 採用した 簡易方式 みなし課税		インボイス	
簡易課税 課税売上 5000万円以下	簡易方式 みなし課税			
納税免除 課税売上 1000万円以下		納税免除	仕入れ税額控除 の経過措置	

出典:「全国商工新聞」2016年1月18日

ばならないからである。税率ごとに伝票を作成し同一税率の伝票を積み上げて計算する伝票方式の方が複数税率に適している。「インボイス」という伝票にもついて税額計算を行うのが「インボイス制」である。「大綱」は21年4月より、日本版「インボイス制」である「適格請求書等保存方式」の導入を決定した。消費税の仕入れに係る税額は「適格請求書」にもついて計算することとなる。

②事業者登録制度
消費税の計算に適応した「適格請求書」を発行するには、税務署に届出登録する必要がある。

登録すると「登録番号」が決まられ「適格請求書発行事業者」となる。「適格請求書」には、事業者名、登録番号、取引年月日、取引内容、税率の区分、区分ごとの消費税額などを記載することとなる(資料6)。帳簿(資料6)の「資料」欄に記帳する必要がある。

基準期間の課税売上高が1000万円以下の零細な事業者は、消費税の申告・納税が免除される。免税事業者制度である。免税事業者は登録は不要となり、適格請求書を発行することはできない。免税事業者からの仕入れは適格請求書が無い為、消費税の仕入れ税額控除が出来ない。当然、得意先は免税事業者との取引を中止し、登録事業者と取引することになる。零細な事業者は取引から排除される。

免税事業者は適格請求書を発行できる様に、あえて登録事業者となり、消費税の申告納税を行うか、事業を廃業するかの選択を迫られることとなる。

④簡易課税制度は廃止?
インボイス制により、適格請求書に基づいて消費税額の計算を行うようになれば、簡易課税制度は不要となる(資料7)。

中小事業者の事務負担軽減の為に設けられた制度である。「みなし仕入率」によって仕入税額を計算する制度であり、適格請求書等保存方式が導入されれば、簡易課税制度は不要となる。

③医療機関と消費税10%引き上げの影響
①受診抑制による患者の減少
今回の消費税増税は医療機関にも大きな影響を与えることとなる。飲食料品の税率を据え置く「軽減税率」が導入されても、庶民の消費税負担は増える。ささやかな年金収入で暮らす高齢者への影響は大きい。生活費を切り詰めるための受診抑制が強まると考えられる。

②薬剤や経費の消費税負担が増加
薬剤、委託費、経費の消費税は、実質上、医療機関の負担となっている。10%への増税は医療機関の経営を圧迫するものとなる。

③免税事業者は排除される
自費収入などが1000万円以下であれば、医療機関も免税事業者となる。検診や予防接種などの自費収入で、企業が従業員の福利厚生として行っている問題が出てくる。免税事業者は適格請求書の発行ができない。適格請求書が無いと企業は消費税の仕入れ税額控除が出来ない。当然、企業は課税事業者登録事業者

課税である。自費収入が1000万円を超えれば、消費税の課税事業者となる。課税売上高が5000万円以下であれば多くは簡易課税制度を選択している。「大綱」の「改正」が成立すれば、簡易課税制度は廃止され、登録事業者となり、適格請求書にもついて消費税額を計算することとなる。事務負担と費用負担が増える。仕入・経費に係る消費税は、8%と10%を区分して計算しなければならぬ。福利厚生費の夜食代も、店で食べた牛丼は10%、出前や持ち帰りの牛丼は8%となる。交際費の贈答品も、飲食料品の8%、酒類は10%となる。仕入税額の計算が出来れば、それを課税収入と非課税収入とに分けて、納税額を計算することとなる。

⑤消費税問題の行方は?
「大綱」は「医療に係る消費税等の税制の在り方」を一検討事項の一つとしている。総合的に検討を加えて17年度の税制改正で結論を得るとの考えを示している。どのような方向の議論となるか、注視していく必要がある。

(終わり)

その他の改正項目

- ①自動車取得税の廃止
- ②自動車税の環境性能制
- ③自動車税の創設
- ④企業版「ふるさと納税」の創設
- ⑤自主服薬推進
- ⑥スイッチOTC薬控除
- ⑦医療費控除の特例の創設

「応能負担原則」の税制改革を

「大綱」は、「企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えていく」が、「大企業の設備投資は伸び悩み」、「労働分配率は低下している」と現状分析をしている。だが、ここから出てくる結論は、利益に対する応分の税負担を求め、労働者の賃金を引き上げることではない。法人実効税率を20%台に下げ、「稼ぐ力」のある大企業の税負担を軽減することで、経済の好循環へ転換

すると結論している。しかし、いくら大企業に減税しても景気が好転しないことは経済の現実が裏証している。大企業や大資産家を優遇する税制の「ゆがみ」を正す必要がある。経済能力に応じた税負担を求める「応能負担原則」こそ、税制の大原則と考える。また、社会保障の充実が安心・安全の国民生活の基本でもある。個人消費がGDPの60%を占める。本来、経済活動は

国民生活の充実・発展のためにあるのである。大企業に減税し、くらしや営業に大きな負担をかける消費税の10%増税では、景気も良くならない。多くの世論調査で10%増税反対が多数派であるのも当然である。

「応能負担の原則」で大企業や大資産家に応分の負担を求める必要がある。消費税の10%への増税は中止すべきと考え